

関税法施行令等の一部を改正する政令（案） 参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、税関長の指定を受けた貨物（以下「指定貨物」という。）であつて申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2 4 （省 略）

5 関税定率法第十条第一項（変質又は損傷の場合の減税）の規定その他政令で定める規定は、特例申告に係る指定貨物については、適用しない。

6 及び 7 （省 略）

（帳簿の備付け等）

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告に係る指定貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該指定貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第七条の十一第二項（承認の失効）及び第七条の十二第一項第三号（承認の取消し）において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

2 （省 略）

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条 （省 略）

2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

別表 關稅率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二關係）

二	調整し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調整し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	
二	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	九・六%
二	その他のもの	
	一 砂糖を加えたもの	二二・四%
	二 その他のもの	
	(一) トマトピュレ 及びトマトペスト	
	(二) その他のもの	九・六%

關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（特惠關稅等）

第八条の二 經濟が開発の途上にある国（固有の關稅及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、關稅について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 （省略）

二 關稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされているものを除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という。） 同法別表に定める稅率（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率）及び協定稅率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た稅率（同表に定める係数がとされている物品にあつては、無稅）

三 關稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一）に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされて

いるものを除く。) 無税

2 前項の規定にかかわらず、一の特恵受益国等を原産地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるもののうち、当該一の特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないことを認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による関税についての便益を与えないことができる。

3 及び 4 (省 略)

(メキシコ協定に基づく関税割当制度等)

第八条の七 (省 略)

2 及び 3 (省 略)

4 平成二十三年度までの各年度において、メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、その輸入額が、当該一定の額を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた物品及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌々月の初日から当該年度の末日までに輸入申告(当該譲許の便益の適用を受けることができるものとされていた期間中に蔵入れ申請等がされた物品に係るものを除くものとし、関税法第七十六条第三項(郵便物を受け取つた旨の通知)の規定による通知を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、当該譲許の便益は、適用しない。

5 前項の輸入額は、関税法第百二条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方法に準じて、メキシコ協定附属書一の日本国の表において同一の注釈番号が付されている物品ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

(軽減税率等の適用手続)

第八条の九 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(以下「軽減税率」という。)が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならぬ。

2 メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならぬ。

(用途外使用等の制限)

第九条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は前条第一項の軽減税率若しくは同条第二項の譲許の便益の適用を受けた

物品は、その輸入の許可の日から二年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の十五（省略）

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。

十四 四十八（省略）